

【記者発表用】

2014年12月11日

横浜刑務所長

渡邊 恒雄 殿

横浜弁護士会

会長 小野 毅

勸告書

当会は、申立人Aの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勸告します。

勸告の趣旨

横浜刑務所が、男性同士の恋愛や性行為の表現のある書籍・雑誌について閲覧不許可処分をした行為は、性的嗜好を理由とする差別的取扱であり、憲法上保障されている申立人の図書閲読の自由を侵害するものであるから、今後このような人権侵害行為に及ぶことのないよう勸告する。

勸告の理由

別紙調査報告書のとおり。

2014年11月26日

横浜弁護士会

会長 小野 毅 殿

人権擁護委員会

委員長 佐藤 昌樹

調査報告書

申立人Aの人権救済申立事件（2012年第17号事件）について、調査の結果を以下のとおり報告する。

第1 処遇意見

横浜刑務所に対し、別紙勧告書の主文のとおり勧告するのが相当である。

第2 申立の概要

1 申立人及び相手方

(1) 申立人 A（1970年（昭和45年）生）

2011年（平成23年）4月より横浜刑務所にて服役。

(2) 相手方 横浜刑務所

2 申立日（申立受付日）

2012年（平成24年）11月30日

3 申立の趣旨

(1) 同性愛者（両性愛者であることを含む）である申立人は、相手方に対し、申立人が東京拘置所勾留中に購入して相手方が領置していた男性同士の恋愛や性行為等の漫画が掲載されている雑誌6冊の仮出願箋を提出したところ、2011年（平成23年）6月、これら書籍につき閲覧不許可処分となった。また、その後も、一部成人雑誌を含む、男性同士の恋愛や性行為等の表現のある小説・漫画単行本、かかる小説・漫画が掲載されている雑誌、さらに男性同士の恋愛等の歴史について記載された書籍、同性愛等の性について記載された書籍等の購入願いを提出したが、同年7月から2013年（平成25年）5月にかけて、これらの書籍等につき閲覧不許可処分となった。

閲覧不許可処分とされた書籍等は、別紙「閲覧不許可処分書籍一覧表」1～38記載のとおりであり、閲覧不許可処分とされたこれら書籍・雑誌等38冊を以下「本件書籍」という。なお、別紙「閲覧不許可処分書籍一覧表」には、閲覧許可となった書籍、雑誌も掲げておいた（同表39～42）。

- (2) 申立人が2011年（平成23年）6月17日付で不許可理由教示願いを行ったところ、相手方から回答があり、「本人の矯正処遇の実施に支障が生じるおそれ」や相手方の「規律及び秩序を害する結果を生じるおそれ」を理由に不許可処分としたことが分かった。
- (3) 申立人は、同年夏頃、相手方が行った上記不許可処分に関し、国を被告として処分取消し及び国家賠償を求めて東京地方裁判所に訴訟提起したところ、相手方は答弁書にて閲覧不許可処分とした理由の一つとして「本件書籍が歪んだ性認識による性犯罪を助長するものであり、原告の処遇要領に照らし、その内容を閲読させることにより、原告の改善更生及び円滑な社会復帰の妨げになるおそれもある」ことを挙げた。なお、原告が提起した上記訴訟は、第1回期日に当事者双方が出頭せず、その後1か月以内に期日指定を行わなかったことから、2013年（平成25年）2月26日、訴えの取下擬制（民訴法263条前段）により訴訟が終了していることを宣言する判決が言い渡された。
- (4) 一方、相手方は、全編にわたって異性間の性行為等が掲載されている成人雑誌については閲読を許可しており、事実、申立人も相手方に対してこのような異性間の性行為等が掲載されている成人雑誌の購入願いを提出したところ、閲読が許可されたことがある。
- (5) 本件書籍の閲読を不許可とする上記相手方の処分は、申立人が同性愛者であることの人格を否定し、申立人の閲読の自由を不当に制限するものであるから、処分の取消等、救済を求める。

第3 申立についての判断

1 事実認定について

申立人に対する事情聴取、相手方への書面照会などの調査の結果、相手方は、申立人に対し、別紙「閲覧不許可処分書籍一覧表」記載の各書籍について、同表記載の各時期に閲覧不許可処分を行ったことが認められる。

また、相手方が主張する閲覧不許可処分を行った理由は、同表「刑務所側回答等」に記載のとおりで、本件書籍が、一部成人雑誌を含む男性同士の恋愛や性行為等の表現のある小説・漫画単行本、かかる小説・漫画が掲載されている雑誌、さらに男性同士の恋愛等の歴史について記載された書籍、同性愛等の性について記載された書籍等であるところ、申立人に本件書籍を閲読させることにより、

- (1) 申立人を周囲の者の好奇の目にさらし、また、周囲の者の不適切な対応を助長するおそれが高いことから、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれが認められること（・・・ア）
- (2) 申立人の性的欲求をあおり、申立人が所内において本件書籍等に掲載されているようなわいせつ行為を他の者に行い又は企図するおそれがあること、また、周囲の者が、申立人を同性愛者であると思い、申立人に対してわいせつ行為を行い又は企図するおそれもあることから、刑務所の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれが認められること（・・・イ）

の2つであった。

2 当委員会の判断

(1) 図書閲読の自由について

およそ人が、自由に、様々な意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要なところである。すなわち、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由は、憲法 13 条、同 19 条、及び同 21 条によって保障されるというべきである。

最高裁判決昭和 58 年 6 月 22 日（民集 37 卷 5 号 793 頁）では、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは「思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法 19 条の規定や表現の自由を保障した憲法 21 条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところであり、また、全ての国民は個人として尊重される旨を定めた憲法 13 条の規定の趣旨に沿うゆえんでもある」と判示している。そして、刑務所での図書等閲読の自由に関しては、最高裁判決平成 18 年 3 月 23 日（判例時報 1929 号 37 頁）が、監獄法時代の事案についてであるが、受刑者

による新聞社宛の信書の発信を不許可とした施設長の処分を違法と認めるにあたり、「表現の自由を保障した憲法第 21 条の規定の趣旨、目的にかんがみると、…受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限り、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲に留まるべきものと解するのが相当である」と述べている。

また、国連の被拘禁者処遇最低基準規則においても、第 39 条で雑誌等の閲読の自由を認め、第 40 条では「すべての施設は、娯乐的及び教育的な図書を十分に備えた、あらゆる種類の被拘禁者の使用に供する図書室を設け、かつ、被拘禁者には、十分にそれを利用するように勧めなければならない」と、図書等の閲読の自由を認めている。

以上のように、申立人が刑務所内において本件図書を含む図書等を閲読することは、かかる閲読の自由に属するものとして憲法上保障されている。

(2) 図書閲読の自由の限界

しかし、かかる図書閲読の自由も絶対無制限に保障されるわけではなく、公共の福祉の観点から制約を受ける。特に本件のような在監者については、憲法が構成要素として在監関係とその自律性を認めているため、在監目的の観点から特別の制約を受ける余地がある。

しかしそれは、上述のような図書閲読の自由の重要性に鑑みれば、受刑者に対する図書の閲読の制限が許されるためには、前掲平成 18 年最高裁判決が示すように、当該閲読を許すことにより上記在監目的や規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、i 受刑者の性向、行状、ii 刑事施設内の管理、保安の状況、iii 当該書籍等の内容、iv その他の具体的な事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより在監目的や刑事施設内の規律及び秩序維持上放置することのできない程度の障害が生じる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、その制限の程度は、かかる障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲に止めなければならない。

(3) 本件へのあてはめ

① 本件書籍の内容

本件書籍は、男性同士の性行為等が掲載されている成人雑誌（雑誌「Badi」別紙表 19、23、24、35 の4冊）を含む男性同士の恋愛や性行為等の小説・漫画が掲載されている雑誌等（31冊）、男性同士の恋愛や性行為等の表現がある小説（2冊）、男性同士の恋愛や同性愛等の性、歴史等について記載された書籍（5冊）である。

この点、成人指定すらされていない書籍（30冊）を含む本件書籍について、男性同士の恋愛や性行為等に関する書籍であるということをもって、そもそも「（ア）申立人を周囲の者の好奇の目にさらし、また、周囲の者の不適切な対応を助長するおそれ」、「（イ）周囲の者が、申立人を同性愛者であると思い、申立人に対してわいせつ行為を行い又は企図するおそれ」などという理由により、申立人の図書閲読の自由を制限する必要性・合理性があるとは言い難い。

また、本件書籍に含まれる一部成人雑誌（4冊）については、男性同士の性行為等が掲載されていること以外では、受刑者において一般的に閲読可能な異性間の性行為等が掲載された成人雑誌と比較しても、そのわいせつ性の程度において何ら変わるところはないと評価でき、下記に述べる事情とあわせてみても、成人雑誌を含む本件書籍の閲読により、「（イ）「申立人の性的欲求をあおり、申立人が所内において本件書籍等に掲載されているようなわいせつ行為を他の者に行い又は企図するおそれがある」とするのは短絡である。

さらに、異性間の性行為が掲載された成人雑誌の閲覧等が許可されていることと比し、本件書籍の不許可処分は同性間の性行為だからといって不許可とされることは、性的嗜好による不合理な差別的取扱と言わざるを得ず、憲法 14 条に定める平等原則の観点からも問題がある。

② 受刑者の性向、行状

申立人が一部成人雑誌を含む本件書籍を閲読すれば性的刺激を受ける可能性はある。

しかし、性的刺激を受ける可能性があるとしても、それが外部への行為に発現するかは別問題であり、相手方が（イ）「申立人の性的欲求をあおり、申立人が所内において本件書籍等に掲載されているようなわいせつ行為を他の者に行い又

は企図するおそれがある」とすることとの間には相当の径庭がある。申立人は性犯罪を理由に在監しているわけではなく、調査の結果や処分理由からも申立人の刑務所内における行動制御能力に特別な問題があるという事情は認められない。

③ 刑事施設内の管理、保安の状況

相手方は、申立人が本件書籍を閲読することにより、（ア）申立人に対して周囲の者の不適切な対応を助長するおそれがあり、（イ）申立人が他の受刑者においせつな行為を行ったり周囲の者が申立人においせつな行為を行うおそれがあると主張する。

しかし、前記①及び②の事情に加えて、刑務所内における作業など、申立人が他の受刑者と接する機会においては刑務官による相応の管理監督が行き届いていると考えられるから、相手方が想定している上記事態が生じる具体的な危険性は極めて小さい。

④ その他の事情

その他、申立人が本件書籍を閲読することによって、（ア）申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれや、（イ）刑務所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれが生じる特別な事情は存在しない。

⑤ 結論

以上の具体的な事情によれば、申立人が本件図書を閲読したとしても、相手方が本件処分理由として挙げているような、

（ア）申立人を周囲の者の好奇の目にさらし、また、周囲の者の不適切な対応を助長するおそれが高いことから、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれや、

（イ）申立人の性的欲求をあおり、申立人が所内において本件書籍等に掲載されているようなおいせつ行為を他の者に行い又は企図するおそれがあること、また、周囲の者が、申立人を同性愛者であると思い、申立人に対しておいせつ行為を行い又は企図するおそれもあることから、刑務所の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれ

が生じる相当の蓋然性があるとは到底考えられない。

(4) 結論

相手方が申立人に対して本件書籍の閲読を不許可とした処分は、性的嗜好による

不合理的な差別的取扱であり、申立人の図書閲読の自由に対する必要かつ合理的な範囲の制約を超える違法なものである。

よって、相手方の本件閲覧禁止処分により申立人の図書閲読の自由が侵害されているので、第1記載のとおりのお勧めをなすべきものと判断する。

以上

	書籍・雑誌タイトル		出版社	閲覧不許可処分の時期		刑務所側回答等
1	DVD JUNE	Vol.10	マガジン・マガジン	2011年	6月6日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の漫画が掲載されている雑誌」
2	コミック JUNE	2010年6月号	ジュネット	2011年	6月6日	同上
3	麗人	2010年5月号	竹書房	2011年	6月6日	同上
4	Dear+	2010年6月号	新書館	2011年	6月6日	同上
5	BE×BOY GOLD	2010年6月号	リブレ出版	2011年	6月6日	同上
6	花音	2010年6月号	芳文社	2011年	6月6日	同上
7	小説 b-Boy	2010年5月号	リブレ出版	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の小説・漫画が掲載されている雑誌」
8	Boy's ピアス	2010年5月号	ジュネット	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の漫画が掲載されている雑誌」
9	MAGAZINE BE×BOY	2010年6月号	リブレ出版	2013年	5月22日	同上
10	Daria	2010年6月号	フロンティアワークス	2013年	5月22日	同上
11	Chara	2010年6月号	徳間書店	2013年	5月22日	同上
12	Chara Selection	2010年5月号	徳間書店	2013年	5月22日	同上
13	小説 b-Boy	2010年7月号	リブレ出版	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の小説・漫画が掲載されている雑誌」
14	Comic Magazine LYNX	2010年7月号	幻冬舎	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の漫画が掲載されている雑誌」
15	小説 リンクス	2010年8月号	幻冬舎	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の小説・漫画が掲載されている雑誌」
16	Limit		幻冬舎コミックス	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の漫画が掲載されている雑誌」
17	盟約の恋鎖		幻冬舎コミックス	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の表現がある小説」
18	運命はすべて、なるようになる(上)		蒼竜社	2013年	5月22日	同上
19	Badi	2010年10月号	テラ出版	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の性行為等が掲載されている成人雑誌」
20	小説 LYNX	2010年10月号	幻冬舎	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の小説・漫画が掲載されている雑誌」
21	Boy's Love	2010年10月号	ジュネット	2013年	5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の漫画が掲載されている雑誌」
22	ノックを3回		芳文社	2011年	7月19日	同上
23	Badi	2011年6月号	テラ出版	2011年	8月29日	「全編にわたって、男性同士の性行為等が掲載されている成人雑誌」
24	Badi	2011年8月号	テラ出版	2011年	8月29日	同上
25	小説 b-Boy	2011年11月号	リブレ出版	2011年	10月26日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の小説・漫画が掲載されている雑誌」

	書籍・雑誌タイトル	出版社	閲覧不許可処分の時期	刑務所側回答等
26	小説 LYNX 2011年12月号	幻冬舎	2011年 11月21日	同上
27	小説 LYNX 2012年10月号	幻冬舎	2012年 9月13日	同上
28	ホモセクシャルの世界史	文藝春秋	2012年 8月21日	「全編にわたって、世界における男性同士の恋愛等の歴史について記載された書籍」
29	ゲイ・アイデンティティ 抑圧と解放	岩波書店	2012年 9月12日	「全編にわたって、男性同士の恋愛について記載された書籍」
30	世界禁断愛大全「官能」と「耽美」と「倒錯」の愛	文藝春秋	2012年 9月4日	「全編にわたって、世界における同性愛、近親相姦、幼女との性行為などの逸話について記載された書籍」
31	小説 b-Boy 2012年11月号	リブレ出版	2012年 10月18日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の小説・漫画が掲載されている雑誌」
32	恋化け	ホーム社	2012年 11月2日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等が掲載されている漫画単行本」
33	男子華やかなれ	ホーム社	2012年 11月2日	同上
34	高級ウリセン・ボーイ	河出書房新社	2013年 1月9日	「全編にわたって、男性同士の性行為により利益を得ていた著者の体験について記載された書籍」
35	Badi 2005年10月号	テラ出版	2013年 1月9日	「全編にわたって、男性同士の性行為等が掲載されている成人雑誌」
36	Queer Japan Vol.1 メールボディ	勁草書房	2013年 5月17日	「全編にわたって、同性愛等の性について記載された書籍」
37	Craft Vol. 47	大洋図書	2013年 5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等の漫画が掲載されている雑誌」
38	太陽の下で笑え	芳文社	2013年 5月22日	「全編にわたって、男性同士の恋愛や性行為等が掲載されている漫画単行本」
39	同性愛と異性愛	岩波書店(新書)	(許可)ただし掲載された挿絵1カ所につき黒塗り	「エイズ問題や公共施設の利用拒否事件、ある殺人事件などを題材に」「同性愛者から見たもうひとつの日本社会論。」 (amazon商品説明)
40	ペンギンクラブ 2011年11月号	辰巳出版	購入時、2011年10月11日に不許可処分されたが裁判所からの還付時、2013年5月頃閲覧許可されたのは事務上のミスと考えられる(申立人による)	「全編にわたって、少女との性行為等の漫画が掲載されている雑誌(で、その描写は性器が認識できる程度の修正しかなされておらず、その内容も、少女を陵辱したり、少女を道具のように扱ったりしているなど、常識的な範疇を明らかに逸脱しているもの)」
41	DMM 2011年10月号	ジーオーティー	(許可)	全編にわたって、異性間の性行為等が掲載されている成人雑誌
42	コミック June 2010年7月号	ジュネット	(許可)	(ボーイズラブコミック誌)